

平成24年第2回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年6月19日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	6月22日 午前10時00分		
	閉 会	6月22日 午前10時25分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	7	山 内 聰		
	欠席（不応招）議員			
会議録署名議員	11	東恩納 寛 政	1	與 儀 常 次
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	上 間 悟	書 記	仲 原 弥 生
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	島 袋 隆 則		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学 校 教 育 課 長	与那嶺 敏 秋		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成24年第2回今帰仁村議会定例会

議事日程第4号

平成24年6月22日（金曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第31号	住民基本台帳法の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	討論・採決
2	議案第32号	今帰仁村暴力団排除条例の一部を改正する条例について	討論・採決
3	議案第33号	今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について	討論・採決
4	議案第34号	今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
5	議案第35号	平成24年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について	討論・採決
6	同意案第4号	教育委員の任命について同意を求める件	討論・採決
7	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	討論・採決
8	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	討論・採決
9	陳情第9号	駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情	説明・質疑 討論・採決
10	陳情第10号	「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議要請について	説明・質疑 討論・採決
11	決議第2号	「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議	説明・質疑 討論・採決
12	意見書第2号	米海兵隊の垂直離着陸多目的輸送機MV-22オスプレイの配備に反対する意見書	説明・質疑 討論・採決
13	意見書第3号	駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書	説明・質疑 討論・採決
14		閉会中の継続審査申出書（総務文教委員会）	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第31号 住民基本台帳法の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第31号 住民基本台帳法の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第31号 住民基本台帳法の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 「議案第32号 今帰仁村暴力団排除条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第32号 今帰仁村暴力団排除条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第32号 今帰仁村暴力団排除条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第33号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第33号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第33号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4.「議案第34号 今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第34号 今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第34号 今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5.「議案第35号 平成24年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第35号 平成24年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第35号 平成24年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6.「同意案第4号 教育委員の任命について同意を求める件」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第4号 教育委員の任命について同意を求める件」を採決しますが、この際、起立しない議員の取り扱いについてお諮りします。

この採決は起立によって行いますが、起立しない議員は本案に対し反対とみなすことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 異議がないので、そのように決定します。

それでは「同意案第4号 教育委員の任命について同意を求める件」を採決します。

本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○ 議長 久田浩也君 「起立多数」です。

したがって「同意案第4号 教育委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

日程第7.「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

お諮りします。

本件については、適任ということで答申したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任という意見を付して答申することに決定しました。

日程第8.「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

お諮りします。

本件については、適任ということで答申したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任という意見を付して答申することに決定しました。

日程第9.「陳情第9号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情」を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。 総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

今 帰 仁 村 議 会
議 長 久 田 浩 也 殿

総務文教委員長 東恩納 寛 政

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、6月19日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第9号	駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情	採 択 す べ き も の	駐留軍労働者の離職者対策は、これまで以上に「駐留軍関係離職者等臨時措置法」に基づく対策が不可欠であり、防衛省をはじめ、厚生労働省等、関係機関へ同法の再延長を強く求める。	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「陳情第9号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情」を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第9号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第10.「陳情第10号 「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議要請について」を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

平成24年6月22日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也 殿

総務文教委員長 東恩納 寛 政

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、6月19日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第10号	「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議要請について	採 択 す べ き も の	平成18年県議会は「しまくとぅば」を次世代へ継承していくため、「しまくとぅばの日に関する条例」を制定、これに基づいて沖縄県は9月18日を「しまくとぅばの日」と定めた。 私たちは、本条例の趣旨に基づき、脈々と伝えられてきた伝統文化の「灯」を消さぬよう「しまくとぅば」の価値を再認識し、自信と誇りをもちながら、次世代へ継承していく責務があると考えている。	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「陳情第10号 「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議要請について」を採択します。
本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第10号 「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議要請について」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第11. 「決議第2号 「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議」を議題とします。
本件について、提出者の説明を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

決議第2号

平成24年6月22日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

提出者	東恩納 寛 政
賛成者	山 城 太
〃	内 間 利 三
〃	玉 城 克 義
〃	山 内 聰

「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議

私たちの暮らす沖縄は、日本本土とは異なる言語圏を形成しており、ユネスコの世界文化遺産に指定された組踊りや琉球舞踊、芝居、島唄、エイサーなどの内外に誇る独自の郷土文化を開花させてきた。これらの彩り豊かな郷土文化を支え土台となっているのが「しまくとうば」である。

「しまくとうば」は、県内各地の暮らしの中で語り継がれ愛着をもって使われてきたことばであり、地

域の固有の文化遺産である。

しかしながら、「しまくとぅば」は、過去の標準語励行教育を通じ使用を制限された歴史があり、最近では話すことはもとより、聞くこともできない世代が増加しているため、沖縄の貴重な言語文化の喪失につながりかねないことが危惧されている。

このような中、平成18年県議会は「しまくとぅば」を次世代へ継承していくため、「しまくとぅばの日に関する条例」を制定、これに基づいて沖縄県は9月18日を「しまくとぅばの日」と定めた。

私たちは、本条例の趣旨に基づき、脈々と伝えられてきた伝統文化の「灯」を消さぬよう「しまくとぅば」の価値を再認識し、自信と誇りをもちながら次世代へ継承していく責務があると考えます。

よって本議会は、「しまくとぅば」の普及促進を図り、村民、県民一人ひとりが「しまくとぅば」に対する関心と理解を深め、生活の中で「しまくとぅば」に親しめるよう、あらゆる努力をすることをここに宣言する。

以上、決議する。

平成24年6月22日

沖縄県今帰仁村議会

○ 議長 久田浩也君 「決議第2号 「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議」は、会議規則第39条第2項の規定によって質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

これから「決議第2号 「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「決議第2号 「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議」は、原案のとおり採択されました。

日程第12.「意見書第2号 米海兵隊の垂直離着陸多目的輸送機MV-22オスプレイの配備に反対する意見書」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。3番 内間利三君。

○ 3番 内間利三君

平成24年6月22日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 久 田 浩 也 殿

提出者	内 間 利 三
賛成者	與 儀 常 次
〃	山 内 聰
〃	東恩納 寛 政
〃	玉 城 克 義
〃	山 城 太
〃	石 川 清 友
〃	與那嶺 好 和
〃	與那嶺 篤 哉

米海兵隊の垂直離着陸多目的輸送機MV-22オスプレイの配備に反対する意見書

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

米海兵隊の垂直離着陸多目的輸送機MV22オスプレイの配備に反対する意見書

日米両政府は、普天間基地の常駐機CH-46E中型輸送ヘリの後継機として、本年7月にもMV22オスプレイを配備する予定である。同機は試験段階から大小の事故を多発させ、米国内でも騒音被害が激しく批判されている。また、去る4月11日にもアフリカのモロッコで2人が死亡、2人が重傷を負う墜落事故を起こし、6月13日にもアメリカのフロリダ州の演習場で米空軍のCV22オスプレイが訓練中に墜落し、5人の乗員が負傷したばかりである。それらの事故原因も明らかにされておらず、安全性についての疑念は、ますます強くなっている。

普天間基地は、地域に恒常的な脅威をもたらしているが、沖縄は陸上のみならず、広範囲にわたり海域、空域が米軍に提供されているため、MV22オスプレイの配備は地域住民のみならず、全県民の平和的生存権をさらに蹂躪^{じゅうりん}するものである。

よって、本議会は、県民の生命と財産、日常生活の安心と安全を守る立場から、普天間基地へのMV22オスプレイ配備計画に断固反対し、下記のとおり日米両政府に要求する。

記

垂直離着陸多目的輸送機MV22 オスプレイの沖縄配備を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月22日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「意見書第2号 米海兵隊の垂直離着陸多目的輸送機MV-22オスプレイの配備に反対する意見書」を採択します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第2号 米海兵隊の垂直離着陸多目的輸送機MV-22オスプレイの配備に反対する意見書」は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 「意見書第3号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書」を議題とします。

本件について、委員長の説明を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

平成24年6月22日

今 帰 仁 村 議 会
議長 久 田 浩 也 殿

提出者	東恩納 寛 政
賛成者	山 城 太
〃	内 間 利 三
〃	玉 城 克 義
〃	山 内 聰

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、平成25年5月16日で有効期限を迎えます。ご承知の通り、駐留軍雇用は、米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下にあり、本質的には不安定な状況に置かれています。

本県におきましては、平成18年5月の在日米軍再編に関する最終報告で、「普天間飛行場の移設や在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還」等が合意されております。

5つの対象施設には3,862名（平成24年3月末）、海兵隊施設には、4,977名（平成24年3月末）の従業員が勤務し、状況如何によっては、雇用継続が困難となる事態も懸念されます。

一方、全国の失業率は4%台で推移していますが、県内の失業率は全国の約2倍で推移し、雇用情勢は極めて深刻な状況にあり、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではありません。そうした中で駐留軍労働者の解雇が発出されますと、県経済に与える影響は大きく地域的な雇用情勢は、パニック状態に陥ることは明らかであります。

有効期限を迎える駐留軍関係離職者等臨時措置法の再延長につきまして、なお一層の配慮が必要ですので、国に対して同法の再延長実現を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月22日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

防衛大臣 厚生労働大臣

○ 議長 久田浩也君 「意見書第3号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書」は、会議規則第39条第2項の規定によって質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第3号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第3号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書」は、原案のとおり採択することに決定しました。

日程第14.「閉会中の継続審査申出書」の件を議題とします。

総務文教委員長から、目下、委員会において、継続審査について会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長から申し出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成24年第2回今帰仁村議会定例会を閉会します。

(閉会時刻 午前10時25分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 東恩納 寛 政

署名議員 與 儀 常 次